

平成18年5月16日

各位

会社名 日本甜菜製糖株式会社  
代表者名 取締役社長 松久直史  
(コード番号 2108 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 横溝康雄  
(TEL 03-6414-5522)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第108期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 経営環境の変化に対応し、取締役の員数を現行17名以内から13名以内に変更するものであります。(第21条)
- (2) 株主総会の招集権者および議長につきまして、代表取締役であることの制限を撤廃するものであります。(第14条、第16条)
- (3) 取締役会および監査役会の招集通知の発送期限を、会日の1週間前から3日前に短縮するものであります。(第24条、第32条)
- (4) 取締役、監査役および会計監査人が、それぞれの職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任の一部免除に関する規定を新設するものであります。(第27条、第28条、第34条、第35条、第41条)なお、取締役の責任免除に関する規定につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (5) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたこと等に伴い、定款を変更するものであります。

会社法において新たに導入された制度を利用することができるよう、株主総会参考書類等のインターネット開示(第17条)、取締役会の書面決議(第26条)につきまして、規定を新設するものであります。

会社法施行により、定款に定めたものと見なされる事項に関しまして、関連する規定を含め、所要の変更を行うものであります。(第8条、第11条、第20条、第29条、第36条～第40条)

単元未満株式の権利を合理的な範囲内とする規定を新設するものであります。(第10条)

定款で引用する法令の根拠条文を、商法から会社法の条文に変更するとともに、用語を会社法で使われる用語に変更し、あわせて一部表現、字句の修正等を行うものであります。

- (6) 上記各変更に伴う条数の繰り下げ、条文見出しの新設、その他条文の削除・移動等所要の変更を行い、全般にわたり規程の整備を図るものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 <u>本</u>会社は日本甜菜製糖株式会社と称する。</p> <p>第 2 条 <u>本</u>会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>( 1 ) } ( 条文省略 )</p> <p>( 17 ) }</p> <p>第 3 条 <u>本</u>会社は本店を東京都港区に置く。</p> <p>第 4 条 <u>本</u>会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>( 商 号 )</p> <p>第 1 条 <u>当</u>会社は、日本甜菜製糖株式会社と称する。</p> <p>( 目 的 )</p> <p>第 2 条 <u>当</u>会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>( 1 ) } ( 現行どおり )</p> <p>( 17 ) }</p> <p>( 本店の所在地 )</p> <p>第 3 条 <u>当</u>会社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>( 公告方法 )</p> <p>第 4 条 <u>当</u>会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 <u>本</u>会社の発行する株式の総数は 2 億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>第 6 条 <u>本</u>会社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第 7 条 <u>本</u>会社は 1,000 株をもって株式の 1 単位とする。 <u>本</u>会社は 1 単元の株式の数に満たない株式 ( 以下「<u>単元未満株式</u>」 という ) に係る株券を発行しない。</p> <p>第 8 条 <u>本</u>会社の株券の種類は取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>( 発行可能株式総数 )</p> <p>第 5 条 <u>当</u>会社の発行可能株式総数は、2 億株とする。</p> <p>( 自己の株式の取得 )</p> <p>第 6 条 <u>当</u>会社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>( 単元株式数 )</p> <p>第 7 条 <u>当</u>会社の 1 単元の株式数は、1,000 株とする。</p> <p>( 株券の発行 )</p> <p>第 8 条 <u>当</u>会社は、株式に係る株券を発行する。ただし、<u>単元未満株式</u>に係る株券は発行しないことができる。</p>

<p>第 9 条 本会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を本会社に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第 10 条 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（単元未満株式の買増し）</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という）を当会社に請求することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（単元未満株式の権利）</p> <p>第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>  <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u>  <u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>  <u>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p> <p style="text-align: center;">（株主名簿管理人）</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、<u>当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
---	--

<p>第 11 条 本会社は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項の外必要があるときはあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者とすることができる。</p> <p>第 12 条 本会社株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条 総会は法令に別段の定めある場合の外代表取締役が招集する。</p> <p>第 14 条 定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>第 15 条 総会の議長は取締役社長がこれに当り社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順位により代表取締役中の 1 名がこれに当る。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項にかかわらず、必要があるときはあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 13 条 当会社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集権者)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が招集する。</p> <p>(招 集)</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>(議 長)</p> <p>第 16 条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が議長となる。</p>
--	--

<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第 16 条 総会の決議は法令又は定款に別段の定めある場合の外出席株主の議決権の過半数で決する。  <u>商法第 343 条による特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを決する。</u>  <u>議長は株主としてその議決権を行使することを妨げない。</u></p> <p>第 17 条 株主又はその法定代理人は代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は本会社の議決権を行使できる株主に限る。  <u>前項の場合には代理権を証する書面を会社に提出することを要する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>第 18 条 取締役は 17 名以内とする。  <u>取締役は株主総会において選任する。</u>  <u>取締役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</u>  <u>取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 18 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  <u>会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 19 条 株主またはその法定代理人は、代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を行使できる株主 1 名に限る。  <u>前項の場合には、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第 20 条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第 21 条 取締役は、13 名以内とする。  <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>
---	---

<p>第 19 条 取締役の任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了すべき時迄とする。</p>	<p>(取締役の任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 &lt; 削 除 &gt;</p>
<p>第 20 条 取締役に欠員を生じた場合に法定の員数を欠かずかつ現任者が業務上差支えないと認めるときは補欠選挙を行わないことができる。</p>	<p>(役付取締役及び代表取締役) 第 23 条 当社は、取締役会の決議により取締役社長及び常務取締役若干名を選定し、必要があるときは取締役会長、取締役副社長及び専務取締役を選定することができる。 会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。</p>
<p>第 21 条 取締役会の決議により取締役社長及び常務取締役若干名を定め、必要があるときは取締役会長、取締役副社長及び専務取締役を定めることができる。 会社を代表する取締役は取締役会の決議で定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の 1 週間前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは短縮することができる。</p>
<p>第 22 条 取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対して会日の 1 週間前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは短縮することができる。</p>	<p>(取締役会規程) 第 25 条 取締役会に関し本章に規定しない事項については、取締役会で定める取締役会規程による。</p>
<p>第 23 条 取締役会に関し本章に規定しない事項については取締役会で定める。</p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 当社は、取締役会の決議により取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>

<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">( 社外取締役の責任限定契約 )</p> <p>第 28 条 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">( 監査役及び監査役会の設置 )</p> <p>第 29 条 当社は、<u>監査役及び監査役会を置く。</u></p>
<p>第 24 条 監査役は 4 名以内とする。<u>監査役は株主総会において選任する。</u> 監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p style="text-align: center;">( 監査役の員数及び選任 )</p> <p>第 30 条 監査役は、<u>4 名以内とする。監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第 25 条 監査役の任期は就任後 4 年内の<u>最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時迄とする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時迄とする。</p>	<p style="text-align: center;">( 監査役の任期 )</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第 26 条 監査役に欠員を生じた場合に<u>法定の員数を欠かずかつ現任者が業務上差支えないと認めるときは補欠選挙を行わないことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>第 27 条 監査役会招集の通知は各監査役に対して会日の<u>1 週間前</u>に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;">( 監査役会の招集通知 )</p> <p>第 32 条 監査役会招集の通知は、<u>各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは短縮することができる。</u></p>
<p>第 28 条 監査役会に関し本章に規定しない事項については監査役会で定める。</p>	<p style="text-align: center;">( 監査役会規程 )</p> <p>第 33 条 監査役会に関し本章に規定しない事項については、<u>監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>

<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第 34 条 当社は、取締役会の決議により監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u>  第 35 条 当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(会計監査人の設置)</u>  第 36 条 当社は、会計監査人を置く。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(会計監査人の選任)</u>  第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u>  第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(会計監査人の再任)</u>  第 39 条 会計監査人は、前条の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u>  第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>&lt;新 設&gt;</p>	<p><u>(会計監査人の責任限定契約)</u>  第 41 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。</p>



第6章 計 算	第7章 計 算
<p>第 29 条 <u>本会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。</u></p>	<p><u>(事業年度)</u> 第 42 条 <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
<p>第 30 条 <u>株主配当金は毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払うものとする。ただし未払配当金については利息を付さないものとする。</u> <u>株主配当金についてはその支払開始の日から3年を経過したときは本会社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p><u>(剰余金の配当及び除斥期間)</u> 第 43 条 <u>当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という)を行う。ただし、未払の配当金については利息を付さないものとする。</u> <u>配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以 上